

須賀川市地域公共交通計画策定支援業務委託  
指名型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、須賀川市地域公共交通計画策定支援業務委託について、指名型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者に提案を求め、計画策定に関する技術力、情報収集・分析能力等が優れている受託候補者を適正、公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 件名 須賀川市地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 内容 別紙「須賀川市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。  
ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期間 契約締結の日から令和6年3月25日まで
- (4) 委託上限額 金9,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額であることに留意のこと。

3 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5年度の須賀川市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告日から契約日までの間、須賀川市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第29号）に違反しない者であること。
- (6) 過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。  
※類似業務の具体例：立地適正化計画、総合計画、都市交通に関する計画、中心市街地活性化基本計画等
- (7) 管理技術者として、次のいずれかの資格を持ち参加者と正規雇用関係にある者を配置できること。
  - ア 技術士（「建設部門（都市及び地方計画）」又は「建設部門（道路）」）
  - イ RCCM（「都市計画及び地方計画」又は「道路」）
- (8) 本提案募集の趣旨を十分に理解し、その内容に即した提案が可能であること。特に、公共交通運行事業者や広域市町村等との協議にあたり、主体的に取り組むことができる者であること。
- (9) 事業を円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。
- (10) 福島県内に本社又は営業所を有する者であること。

4 参加表明書の提出及び参加の辞退

- (1) 提出期間  
令和5年5月1日（月）9時00分から令和5年5月22日（月）17時00分まで
- (2) 提出方法  
プロポーザル参加表明書（様式1）と業務実績書（様式2）に必要事項を記載の上、持参又は郵送

により提出すること。持参の場合、土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は5月22日（月）17時00分必着とする。

(3) 参加辞退

参加者は、企画提案書の提出期限までの間、プロポーザル参加辞退届（様式5）の提出により、本プロポーザルを辞退することができる。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年5月1日（月）9時00分から令和5年5月15日（月）17時00分まで

(2) 提出方法

- ・ 質問書（様式6）により、電子メールにて提出すること。電話、来訪による質問は受付しない。
- ・ 件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ・ 質問が複数ある場合は、箇条書き等により記載すること。

(3) 質問の回答

各質問者からの質問及びその回答の全てを、令和5年5月18日（木）17時00分までに、須賀川市ホームページにて随時公開する。（ただし、質問者名は公表しない。）なお、各質問者へ個別には回答しない。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「須賀川市地域公共交通計画策定支援業務企画提案」

(2) 提案内容

ア 企画提案書

- ・ A4判両面印刷、文字は11ポイント以上とすること。
- ・ 印刷はモノクロ・カラーを問わない。
- ・ 下記「企画提案書の提案項目」に沿って企画提案を作成すること。
- ・ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正趣旨等を踏まえた企画提案となるよう努めること。

企画提案書の提案項目	
項目	記入内容
業務実施方針 (A4 2頁以内)	現時点における可能な範囲で須賀川市の地域や地域公共交通の特性を確認し、当該業務を遂行する場合の基本的な方針を記載する。
基礎調査 (A4 6頁以内)	仕様書「4 業務内容」(2)から(4)に基づき、以下の内容を含め記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 須賀川市の現状、特性等の把握、分析手法</li> <li>・ 市民ニーズ等の把握調査の対象、実施回数、頻度、内容</li> <li>・ 現行の須賀川市地域公共交通網形成計画の検証方法、当市地域公共交通の課題等の整理手法</li> </ul>
地域公共交通計画の策定支援 (A4 6頁以内)	仕様書「4 業務内容」(5)に基づき、以下の内容を含め記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 須賀川市の「強み」・「弱み」・課題等を把握し、基本方針や目標・指標へ反映させるための手法、考え方</li> <li>・ 目標達成に向けた実現可能性のある施策を検討するための手法</li> </ul>

工夫提案 (A4 1頁以内)	参加者の実績、ノウハウ、他事例等を生かした有効な手法についても、積極的に提案・記載する。ただし、経費見積書に含まない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は認めない。
作業工程 (A4 1頁以内)	仕様書「4 業務内容」及び「12 想定スケジュール」に基づき、業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを、本市担当者との調整・打ち合わせ手法と共に記載する。

イ 見積書：様式は任意とする。消費税抜き価格で記載すること。

### (3) 提出要領

#### ア 提出書類

- ・プロポーザル届出書（様式3）
- ・会社概要（パンフレット等で可）
- ・企画提案書
- ・見積書
- ・業務実施体制調書（様式4）

#### イ 提出部数

10部（プロポーザル届出書、会社概要は各1部。企画提案書、見積書、業務実施体制調書はインデックスを付け、ファイル等により左綴じで製本すること。）

#### ウ 提出期限

令和5年6月5日（月）17時00分まで（必着）

#### エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は6月5日（月）17時00分必着とする。

#### オ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

#### カ その他

- ・提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- ・企画提案書の提出は1者につき1案とする。

## 7 プレゼンテーション

参加者は、企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行う。

### (1) 実施日時 令和5年6月9日（金）

ア 時間帯及び場所についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

### (2) 説明時間等

1応募者の説明時間は15分以内とし、その後15分程度の質疑の場を設ける。

### (3) 企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者で、3名以内とする。

### (4) その他

ア プレゼンテーションにおいて使用する投影モニター（HDMI接続）は須賀川市で準備する。モニターへ接続するPC及びソフトウェア等は、応募者において準備すること。

イ 審査当日の資料の配布や提出した企画提案書等の内容以外の投影は禁止する。

## 8 契約予定事業者の選定方法

### (1) 選定方法

- ア 提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一受託候補者とする。なお、評価点は各選考委員の評価点の合計とする。
- イ 受託候補者の選定にあたり、評価点が同点の者が2以上あるときの対応
  - (ア) 提案者それぞれの評価点と同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
  - (イ) 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、須賀川市職員が代わってくじを引き順位を決定する。
- ウ 有効な提案者が1社のみときは、評価点が350点以上であり、須賀川市が適正な提案と判断する場合は、その者を第一受託候補者とする。

### (2) 選定結果の通知、公表

選定結果については、速やかに須賀川市ホームページ上にて公表するとともに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書で通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積価格が委託上限額を上回る場合。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、須賀川市が不当な要求や不正行為があったと認めた場合。

## 10 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議の上で決定する。なお、第一受託候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

## 11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 須賀川市情報公開条例（平成10年6月24日条例第16号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。  
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響の及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (4) プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

12 問合せ先、書類の提出先等

担 当：須賀川市企画政策部企画政策課総合交通政策係

住 所：〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

電 話：0248-94-7173（受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

Eメール：kikaku@city.sukagawa.lg.jp

13 日程（案）

実施要領の公表	令和5年5月 1日（月）
質問受付期間	令和5年5月 1日（月）～ 令和5年5月 15日（月）
質問回答	令和5年5月 18日（木）
参加表明書提出期間	令和5年5月 1日（月）～ 令和5年5月 22日（月）
企画提案書提出期間	令和5年5月 22日（月）～ 令和5年6月 5日（月）
プレゼンテーション審査	令和5年6月 9日（金）
審査結果通知	令和5年6月中旬（予定）
契約締結	令和5年6月中旬（予定）